

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第64回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年9月29日（火） 13時59分～14時43分
於・総務省 第一特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、
関口 博正、長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（総合通信基盤局長）
大橋 秀行（電気通信事業部長）
佐々木 祐二（総合通信基盤局総務課長）
秋本 芳徳（事業政策課長）
竹村 晃一（料金サービス課長）
内藤 新一（料金サービス課企画官）
塩崎 充博（電気通信技術システム課長）
富岡 秀夫（電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長）
東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

ア 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3075号】

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3076号】

2 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成 26 年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

開 会

○辻部会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第64回）を開催いたします。

本日、部会には委員8名中8名が出席されており、定足数を満たしております。

会議に先立ちまして、総務省におきましては人事異動があったということですので、事務局から異動された方々のご紹介をお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 それでは、事務局のほうから、人事異動のあった事務方の出席者についてご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、福岡 徹 総合通信基盤局長でございます。

○福岡総合通信基盤局長 福岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 続きまして、大橋 秀行 電気通信事業部長でございます。

○大橋電気通信事業部長 大橋でございます。よろしくお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 続きまして、佐々木 祐二 総合通信基盤局総務課長でございます。

○佐々木総合通信基盤局総務課長 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 続きまして、秋本 芳徳 事業政策課長でございます。

○秋本事業政策課長 秋本です。よろしくお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 続きまして、内藤新一料金サービス課企画官でございます。

○内藤料金サービス課企画官 内藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 最後に、事務局、情報流通行政局総務課課長補佐の東でございます。よろしくお願いいたします。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

議 題

(1) 諮問事項

ア 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3075号】

○辻部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、諮問事項2件及び報告事項1件でございます。

はじめに、諮問第3075号「事業用電気通信設備規則の一部改正」について審議いたします。

それでは、総務省からまずご説明をお願いいたします。

○塩崎電気通信技術システム課長 電気通信技術システム課の塩崎でございます。それでは、お手元の資料64-1を用いましてご説明させていただきます。

まず、1ページ目をお開きいただければと思います。こちらが本日の諮問書になります。諮問事項でございますが、電気通信事業法第41条第1項の規定による技術基準に係る省令委任事項を定めるため、同法第169条第4号の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の一部改正について諮問させていただくものでございます。

次の2ページ目で諮問の内容についてご説明いたします。まず、背景についてでございますが、0AB-J IP電話の品質要件につきましては、直近の見直しから7年以上の期間が経過しておりまして、これまでの関連技術の進展動向や利用者ニーズの多様化等の環境変化を踏まえた品質要件の検討が必要とされてきたところでございます。

このため、総務省では、平成25年12月から、0AB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会を開催し、報告書を取りまとめ、その報告書の提言を踏まえまして、情報通信審議会において技術的条件の見直し等についてご審議いただきました。本年9月、0AB-J IP電話の品質要件等について一部答申をいただいたところでございます。

本日は、当該一部答申を受けまして、0AB-J IP電話の品質要件に係る規定の整備を行うため、省令でございます事業用電気通信設備規則の一部改正について諮問させていただくものでございます。

次に、改正の概要についてでございますが、事業用電気通信設備規則の一部改正を行いまして、ポツのところでございますが、0AB-J IP電話の安定品質を確保するために必要な措置について、別に告示する旨、これを規定させていただこうと思っております。告

示に規定します必要な措置の内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

それから、施行期日につきましては、改正することが適当と認められた後、速やかに制定の процедуру行い、公布の日から施行したいと考えてございます。

その他のところでございますが、情報通信審議会からの一部答申を受けまして、本件諮問事項であります事業用電気通信設備規則の一部改正のほか、事業用電気通信設備規則の細目を定める件という告示がございます。この告示の一部改正を行わせていただこうと思っております。なお、告示改正につきましては、本審議会の諮問の対象外という位置づけとなっております。告示の改正につきましては、次のポツ3点ということになりますが、詳細につきましては参考資料のほうでご説明をさせていただければと思います。

それでは、参考資料のほうでございますが、右肩にページを振ってございます。5ページ目をご覧ください。まず、これまでの経緯につきましては、前のページでご説明いたしましたので省略させていただきます。

下段の今回の規定整備の概要の部分をご覧ください。情報通信審議会からの一部答申を踏まえまして、以下の(1)から(3)の3点につきまして、所要の規定の整備を行いたいと考えてございます。

1つ目としまして総合品質に係る規定、2番としましてネットワーク品質に係る規定、3番としまして安定品質に係る規定。これら3点につきましては、それぞれ次ページ以降でご説明をさせていただければと思います。なお、今回の諮問事項は赤字で書いてある省令改正の部分ということになります。

それでは、6ページ目をご覧ください。まず(1)の総合品質に係る規定についてでございますが、情報通信審議会の一部答申におきまして、総合品質で規定されているR値につきましては——このR値というのは、前の5ページのちょうど真ん中辺の右側に注記しておりますが、Rating Factor ということ、ネットワークや端末の品質に関する尺度をあらわす値でございます。また6ページ目に戻っていただきまして、総合品質で規定されているR値につきましては、別にネットワーク品質というところで規定しておりますパケット損失率と遅延時間、これを入力値として算定することができるということになってございまして、ネットワーク品質の基準を規定すればR値の基準も同時に決まるということで、ここでは下の枠にございますが、告示に規定します総合品質に係る基準のうち、R値に係る規定を削除する改正をいたしたいと思っております。

次に、(2)のネットワーク品質に係る規定についてでございますが、情報通信審議会の

一部答申におきまして、UNI、これは右下のところに注釈を入れてございますが、User-Network Interface の略で、下の図のところの電話機と事業者網の間のところにUNIとの記載がありますが、このUNI－UNI間のパケット損失率、これを現行の0.1%から0.5%未満へと緩和することが適当である。また、UNIとNNI間、NNIといえますのは Network-Network Interface ということでございますが、このパケット損失率の基準値を0.25%未満へと緩和することが適当であるとの審議結果を受けまして、下の枠にございますが、告示に規定しますネットワーク品質に係る基準のうち、パケット損失率に係る規定について緩和をしたいと思っております。

それから、7ページ目をご覧ください。 (3)の安定品質に係る規定についてでございますが、情報通信審議会の一部答申におきまして、安定品質要件を確保するための具体的措置について、総務省告示に具体的に記載することによって、要件を明確化することが適当であるとされたことを受けまして、赤字で書いてございますが、事業用電気通信設備規則を改正しまして、0AB－J IP電話の安定品質を確保するために必要な措置について、告示で定める旨を規定したいと思っております。

それから、告示で定めます安定品質を確保する具体的な措置につきましては、情報通信審議会の一部答申におきまして、「音声パケットの優先制御」及び「音声とデータの帯域分離」を認めることが適当であるとされましたことから、これらを告示に規定したいと思っております。

また、その下の四角枠のところになりますが、上記の「音声パケットの優先制御」と「音声とデータの帯域分離」の2つの措置に加えまして、もう一つの措置といたしまして、提案方式というものを規定したいと思っております。この提案方式につきましては、次のページでご説明させていただきたいと思っております。

8ページ目をご覧ください。最初の黒丸のところでございますが、この提案方式といえますのは、もともとソフトバンクから提案のあった方式でございます。先ほどの「音声パケットの優先制御」ですとか、「音声とデータの帯域分離」といった措置を有しないベストエフォート網であっても、次の①と②の措置を講じることによりまして、0AB－J IP電話の品質要件を満たすことが可能というものでございます。

1つ目の要件としまして、通信品質を常時監視する、2つ目の要件としまして、ふくそう等により品質の低下を検知したときは、代替回線による迂回を実施するというものでございます。

この提案を踏まえまして、特例措置によりまして、上記の条件のもとサービス提供を約2年間実施したところ、特段の問題は認められませんでした。ただし、今後トラフィックの増加等が想定されますので、ネットワークの安定性を適切に担保する必要があるということから、上記の条件に加えまして、ネットワークの余力を把握するための条件、これを追加いたしまして、安定品質要件として認めることが適当であると情報通信審議会から一部答申をいただきました。これを踏まえまして、このソフトバンク方式も告示に規定することにしたいと思っております。

以上から、告示に規定する安定品質を確保する措置といたしましては、1ページ前の7ページ目の一番下の枠で囲った部分になりますが、3つ書いてございます。この3つの措置ということにしたいと思っております。

それでは、9ページ目をお開きいただきたいと思います。これは、今回の0AB-J IP電話の品質要件に係る規定の見直しの全体をまとめたものでございます。

それでは、10ページ目をご覧ください。今後のスケジュールでございますが、本日の諮問後、意見募集等を行いまして、11月の本審議会でご答申をいただければと考えているところでございます。

それから、11ページ目は今回諮問させていただきます省令改正案となります。

それから、12ページ以降は告示の改正案ということになります。この告示の案は諮問の対象外とはなっておりますが、省令改正案とあわせて意見公募を実施する予定でございます。省令及び告示の改正条文案案についてのご説明は割愛させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○辻部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

○酒井部会長代理 何か補足しましょうか。

○辻部会長 説明にありました、今回の諮問以前に、IP電話の品質要件の在り方に関する研究会の座長に酒井委員が就いておられますので、何か補足的な説明などご意見がございましたらお願いいたします。

○酒井部会長代理 結論としては、ここに書いてあるのでいいのではないかと考えております。ただ、これは結構経緯がありまして、もともとIP網と電話網というのはかなり異質なネットワークで、IP網はベストエフォートという妙な言葉がありますけれども、あまり品質は考えな

いけれども一生懸命送る、電話網のほうはきちんと品質を考えると。

別々のネットワークだったんですが、IP網上で電話を送ろうとしたときに、それだったらIP網で送る電話もアナログと同じような品質要件を満足するようにしよう。ただし、それとは別に、アナログ電話までよくなくても、それほど品質をがちがちにしなくてもいいものは、それは勝手につくっても構わないということで、番号で分けるということで、いわゆる0AB-Jの電話、03とか05とか、こういったものですが、これはアナログと同じような品質基準を満たそうと。それ以外の050とか、あるいは電話番号もないようなインターネット電話については、それはあまり規定をがちがちにするのはやめようということで、単にこれはそういうふうに分かれていくのかなと思ったんですが、意外と番号というのが大事だということがわかりまして、050とか、あるいはインターネット関係の電話にすると、電話としてちょっと違う感じを受けると同時に、皆さんがあまり電話番号を変えたくないという要求があるので、アナログ電話、0AB-Jの電話で品質要件をもうちょっと緩くできないかという話がありまして、それがそもそも検討の発端だったんです。

結論として、一応ソフトバンクから提案があった方式については、大分方式は違うんですけども、こうすることによって、今日の規定みたいな形によって、ある程度の品質要件が確保できるんじゃないかということで、品質要件そのものは緩くせずに、やり方の種類を増やすということに変えたというのがこうなっております。

ただ、R値とかいろんな言葉が出ておりますけれども、電話というのとはもともと、要するに聞いてちゃんと聞こえればいい話なんですけれども、ネットワークのほうはそういうことじゃなくて、パケットロスとか、そういう品質劣化が起きると。R値というのは、聞いてよく聞こえるということを何とか数字にしようということで一生懸命考えたものなので、ある意味では主観的な品質とR値とネットワークのパケットロスとか、そういったものが三重ぐらいになっているので、なるべく簡単にしてどこか外そうということで、今回、R値の規定を外したという形になっております。

あと1つ、本質的にソフトバンクの新たな方式とほかの方式が違うのは、ほかの方式は帯域分離とか優先制御ということで、あらかじめ品質劣化が起きないようにネットワーク側で細工をします。ソフトバンクのほうはちょっと方法が違っていて、十分な帯域があるから品質劣化は起きないだろうと。ただ、起きそうになったら対処しようということになっておりまして、本当にこれがいいのかどうかはちょっとわからないところがあるんですが、そういう意味でいろいろやってみて、もしまずかったらまた考えるし、また逆に、同じような方法でこういう提案が

あったら、それも受け入れてもいいのではないかと。その辺を考えて、あらかじめ全部措置しておくのはやっぱり帯域分離とか優先制御ですので、そちらのほうが、無理やりIP網の中で品質を確保するにはいいにはいいのですけれども、それだけだと規定が厳し過ぎるので、今回の方法でやってみて、大体問題なさそうだったらそういう方向でいこうと、こんなような感じになっているというのが現状の結論です。

○辻部会長 今、補足説明いただきましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

このソフトバンクの2年間の実証実験ですが、このときには問題は起こらなかったわけでしょうか。

○酒井部会長代理 実際、今、帯域が十分あるので、結果的に問題があまり起きなかったというのが事実です。ただ、それはゼロではなくて、どこかそばでものすごい映像か何かをばんばん送り始めたら、その瞬間は原理的にはだめになることがあり得るんです。帯域分離とか優先制御は原理的にそれでも大丈夫なんです。そこが根本的に違うんですけれども、ほんとにそうなっちゃったらそこで、例えばこれでいうと、臨時に別の回線に移すとかいろいろありますが、そういうふうに対処しようということになっております。

○辻部会長 わかりました。非常に技術的な側面が強いわけですが、いかがでございましょうか。

それでは、これも先ほどIP電話の品質要件の在り方に関する研究会、あるいは情報通信審議会で審議された上に、2年間のソフトバンクの実証実験の結果とかがありますものから、一応品質要件が満たされているということでお認め願えればありがたいと思います。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問されました内容を本日の部会長会見で報道発表するほかに、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うこととしたいと思います。

本件に関する意見招請は、10月29日木曜日までといたしますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 ご同意が得られましたので、その旨決定したいと思います。ありがとうございました。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について【諮問第3076号】

○辻部会長 それでは、次に、諮問第3076号「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可」について審議したいと思います。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○竹村料金サービス課長 それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

本件は、来年1月から適用しますユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法の認可について、審議をお願いするものでございます。

1ページめくっていただきまして、諮問書がございます。

次の2ページでございますけれども、本申請はユニバーサルサービス制度の支援機関である電気通信事業者協会からなされたものでございまして、今月18日付で認可申請がされてございます。

次に、3ページをおめくりください。まず、交付金の額でございますけれども、補填対象額につきましては、適格電気通信事業者でありますNTT東西の業務費用及び電気通信設備の費用を基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という。)に従って計算いたしまして、平成28年度の補填対象額は67.6億円となっております。次に、適格事業者に対する交付金の額でございますけれども、算定規則5条1項に定めるとおり、補填対象額から算定自己負担額を控除した額としてございます。

補填対象額の算定に当たりましては、資料中「※」のところでございますけれども、昨年の交付金、負担金の認可のときと同様、NTT東西が25年度、26年度決算でPCB廃棄物の処理に関する特別損失を含めて計上してございます。この特別損失を補填対象額に含めることにつきましては、算定規則第3条ただし書きの許可申請が出されているところでございます。それから、算定自己負担額につきましては、算定規則27条1項及び2項の規定を適用して算定されているところでございます。

次に、4ページをご覧くださいまして、交付の方法でございますが、昨年と同様、交付手

段、交付金の額の通知、交付金の交付期限等について定めてございます。

それから次に、5ページでございますけれども、負担金の額でございます。負担金の額につきましては、算定規則27条第1項、第2項に定めるとおり、NTT東西別に接続電気通信事業者等ごとの最終算定月前月までの負担金の額、最終算定月の負担金の額及び前年度残余金を合算した額としてございます。申請書では、負担金の額は実際に用いられる電気通信番号数に基づいて計算をするために、例年どおり計算式で表記をしているところがございます。

なお、計算式では番号単価を使用しており、番号単価は総務省告示に従って、資料6ページのとおり算定されてございます。番号単価の算定に用います合算番号単価、これは電気通信事業者が利用者に転嫁する番号単価としても用いられてございますけれども、来年の1月から6月に適用する額としては、1番号当たり2円となっております。

それで、来年7月以降の合算番号単価については、4月の時点で最終算定月がいつになるかによって見直しを判断することになります。この月が来年3月以降になる場合には、7月以降に適用する合算番号単価を見直すこととなります。現時点では、電気通信番号の利用数が予測どおり推移した場合、最終算定月が平成29年3月となるために、7月以降は1番号当たり3円に見直す見込みとなっております。

それから、7ページをご覧くださいまして、徴収方法でございます。これも昨年と同様、納付手段、負担金の額の通知、負担金の納付期限等について定めてございます。

以上が申請内容になってございます。

8ページをご覧ください。審査の結果でございます。まず、交付金の額及び交付方法の認可の審査結果でございます。審査事項1でございますけれども、交付金の額は算定規則5条第1項に基づき算定しており、妥当なものと認められる。交付金の額の算定に用いる補填対象額につきましては、算定規則15条、19条に基づき算出しており、妥当なものと認められる。なお、特別損失の算入は、先ほど申し上げたとおり、算定規則3条ただし書きに基づく許可申請が行われてございます。

1枚おめくりいただきまして、資料9ページの一番下の別記のところをご覧ください。別記にありますとおり、算定規則第3条の許可につきましては、NTT東西のPCB廃棄物処理に係る法的責務を果たすために必要な原資であり、NTT東西が提供する全ての電気通信役務に費用配賦して回収すべき費用であることから、妥当なものと認められるということでございます。

以上から、審査事項1については、適であると認められるとしてございます。

審査事項2の交付時期、交付手段を適正、明確に規定しているか、その他につきましては、特段の問題はないことから適であると認められるというふうにしてございます。

次に、負担金の額及び徴収方法の認可の審査結果でございます。これは9ページをご覧ください。審査事項1でございます。負担金の額は算定規則27条第1項、第2項に基づき算定しており、妥当なものであると認められる。算定規則27条第1項に定める番号単価は、総務省告示に基づき補填対象額、支援業務費を用いて算定しており、妥当なものであると認められるというふうにしてございます。

以上から、審査事項1については、適であると認められるとしてございます。

審査事項2、審査事項3につきましても特段の問題はないことから、適であると認められるとしてございます。

以上が審査結果となっております。

資料10ページ以降は、申請書にある計算式の解説を添付しているものでございますので、適宜ご参照願いたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○辻部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。これはユニバーサルサービス制度に関わる交付額とか徴収方法で毎年諮問されているものでありますが、何かご意見ございませんでしょうか。

今回のもので例年と少し違うように思うのは、6ページの合算番号単価の計算のところ、これはここで四捨五入ですね、2.432…円となっているのを2円と四捨五入しますから、切り捨ての金額は0.432ですか、切り捨ての金額が少し大きいので、後で徴収の方法とかが変わってくるというのが例年と違うように思いますが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○竹村料金サービス課長 そのとおりでございます。来年4月の時点で、どういうふうな見直しをするかということを判断することになります。

○辻部会長 合算番号単価を小数点以下において四捨五入するという経緯は忘れましたが、この合算番号単価のところ、四捨五入されるものだから、あとの計算が大きく変わっていく可能性があるのです。通常、四捨五入というのは計算の最後のところでやるようなものと素人的に思いますが、これはここで四捨五入するというのは、どういう意図で入っているのでしょうか。

○竹村料金サービス課長 詳しい経緯、私も失念しましたが、計算の事務負担を軽減するためにこういう見直しをしたものと記憶してございます。

○辻部会長 わかりました。

○関口委員 これは1番号あたりユーザから徴収するときに、端数なしでやる必要があるということ。

○酒井部会長代理 別にユーザから徴収しなくてもいいんですけど、そうなる。

○関口委員 転嫁をする場合という前提ですけども。

○辻部会長 転嫁の金額がわかりやすいようにということですね。これも当初からのルールに従ってこういう形になっていますが、ルールの規定から大分時間がたちますので、改正があれば、またこういう計算の簡略がいいのか、あるいは転嫁する場合にしやすいのがあるのか、ご検討願うということで、例年どおり、ルーチン的に出てきたものをお認めするという方向でいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 どうもありがとうございました。それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、10月29日木曜日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

(2) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成26年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

○辻部会長 それでは、次に報告事項に移ります。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成26年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告につきまして、総務省からお願いいたします。

○竹村料金サービス課長 それでは、1枚おめくりいただきまして、今回の報告の概要でご

ございます。

まず、1の経緯でございますけれども、本報告は平成18年のユニバーサルサービス交付金・負担金の認可の際に、当時の情報通信審議会から総務省及びNTT東西に対して要望がありまして、その要望に基づいて実施しているものでございます。今年8月31日付けで総務省に対して報告がございました。

2の報告の概要でございます。平成26年度の設備利用部門の経営効率化の実績でございます。前年度決算と比較をしまして、ハッチングしているところでございますけれども、NTT東日本については8.1%、西日本については7.7%の効率化を達成しておりまして、目標を達成してございます。

主な取組み内容でございますが、業務の集約・アウトソーシングによる効率化、人員数の削減、資産のスリム化等によって実現されてございます。報告当初、平成17年度の設備利用部門の費用と比較しますと、これまでの累積でNTT東日本で56.5%、NTT西日本で55.3%の効率化を実施しているところでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、市場環境の変化や競争の進展等が収支に及ぼした影響についてでございます。まず、加入電話、基本料の収益につきましては、NTT東西ともに、携帯電話及び光IP電話への移行等に伴う契約者数の減少により悪化をしているところでございます。NTT東日本は196億円、NTT西日本は212億円の悪化というところになってございます。

それで、費用につきましては、加入者回線コストの削減ですとか、設備利用部門コストの削減により改善してございます。その結果、NTT東日本の損益につきましては、19億円の改善でございますけれども、NTT西日本のほうを見ていただきますと、収益の悪化に費用の改善が追いつかなかったということで、21億円の悪化ということになってございます。そのほか、加入電話の緊急通報ですとか、第一種公衆電話の収支に及ぼした影響については、資料に記載のとおりでございます。

簡単ですけれども、報告事項は以上でございます。

○辻部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

この経営効率化の努力はユニバーサルサービスが導入されたときに設けられ、NTT東西に効率化を促すという約束に基づき、今日のご報告ということでもあります。

NTT東日本とNTT西日本ではちょっと対応が違って、NTT西日本のほうが加入電話、

基本料のところでは、損益のところは21億円の悪化ということになっているわけです。これは、ご説明がありましたように、収入の減をコストの削減で追いつけなかったということであり、ますけれども、何かそのほかに気になっておられる点はございますでしょうか。

○竹村料金サービス課長 いろいろなアウトソーシングですとか合理化をしていると伺ってきておりますけれども、少しそういった効果が出るタイミングなども影響しているかと思えます。

○辻部会長 それでは、何かご質問とかございませんでしょうか。どうぞ。

○大谷委員 ありがとうございます。今年からこちらの部会に参加させていただいておりますので、過去の経緯が十分に分かっていないところもあり質問させていただきます。

各社が経営効率化のために講じた具体的な対策というので、基本的な人員の削減ですとか、それから業務の集約等も進めていただいているんですが、これは毎年大体決まったような内容なのか、それとも今年の特徴とか、そういったものがあるのでしょうか。

特に、資産のスリム化といったことが書いてあるんですが、遊休不動産の売却等が毎年あるとも限らないと思っておりますし、その他の項目で、料金請求コストの抑制等も挙げさせていただいたり、あとはISO14001の取得なども書いていただいておりますが、ISO14001を取得されている企業というのは、大分昔から取り組まれていると思いますので、今年度の新たな施策というふうにも理解しがたいところがありまして、教えていただきたいと存じます。

○辻部会長 ありがとうございます。

○竹村料金サービス課長 この取組みは、先ほど申しましたとおり、約10年前から推進しているところでございまして、ほぼ例年どおりの取組みと承知してございます。いろいろご説明いたしました業務効率化の取組みについて、従来から取り組んできているものがほとんどでございまして、今年度、特に目新しいものというのは、承知はしてございません。

○辻部会長 引き続き、同じように効率化というものはお願いしていかなければなりません。が、今年の3月、4月に入りましたサービス卸の導入等の影響というものは、これに入っていないと思えますけれども、何か聞いておられますでしょうか。

○竹村料金サービス課長 ご指摘のとおり、サービス卸を導入された1つの動機といいますか目的が、NTT東西の効率化というふうに承知しておりますけれども、まだはじまったばかりということもありまして、すぐに影響がここに反映されているものではないと承知しております。

○辻部会長 こういうものが、今、大谷委員がご質問された、経年的にずっとやっていることと違いが何かということになりますと、今年度はサービス卸の改善のものが見られるかどうか

というのが、来年に上がってくる効率化の数字に影響してくるものだと思いますけれども。

○大谷委員 ありがとうございます。

○三友委員 1点、よろしいでしょうか。

○辻部会長 どうぞ。

○三友委員 私も今年度から参加させていただいていますので、ちょっと経緯がわからないところがありますので確認させていただきたいのですけれども、実際にいろんな経費の削減が出ておりますけれども、ユニバーサルサービスに関わる設備利用部門の経営の効率化ということですから、2シグマの部分の補てん対象地域、いわゆる高コスト地域が対象になるのかもしれませんが、そういう明確に切り分けができないようなコストも当然あると思うんです。これ以外の、いわゆるその他の地域、あるいはその他のサービスとユニバにかかわる部分に切り分けができないような共通的なコストについては、何か按分の方法とかいうのは決まっているのでしょうか。

○竹村料金サービス課長 ここでの設備利用部門というのは、ユニバーサルサービスに係る加入電話ですとか公衆電話とかいう概念でございまして、特に高コスト地域を限ってというものではなくて、全体の事業の効率化ということを捉えているものでございます。特に2シグマの部分の補てん対象地域がいわゆる高コスト地域ということで補填の対象になっておりますけれども、ここで報告していただくのは、全国の加入電話に関する効率化の取組みということでございます。

○三友委員 これは全国の加入電話ということで。

○竹村料金サービス課長 はい、そういうことでございます。

○三友委員 そうすると、切り分けは比較的簡単にできるという理解でよろしいでしょうか。

○竹村料金サービス課長 そうですね。例えば光ファイバー、FTTHのサービスなんかとはもちろん切り分けなきゃいけないのですけれども、加入電話、公衆電話、緊急通報といったところについて切り分けているものでございます。

○三友委員 わかりました。

○辻部会長 それでは、引き続き、NTT東西には一層効率化に励んでいただくようお願いしたいと思います。

以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様方から何かご意見等ございますでしょうか。なければ、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 事務局からご連絡させていただきます。次回の電

気通信事業部会は、10月30日金曜日の午後の開催を予定しております。詳細につきましては、別途事務局からご連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○辻部会長　それでは、本日の審議は終了いたしました。

それでは閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉　　会